

農地法第4・5条の規定による届出

届出書及び添付書類一覧

締切日：原則毎週金曜日(連休の際は変更になります)

○届出書 様式3-12 (法第4条) : 2部

様式3-13 (法第5条) : 2部

○添付書類 : 1部 ※証明関係書類等は、届出日前3ヶ月以内

- ・住民票抄本(譲受人又は譲渡人が市外居住者の場合)
- ・法人の登記事項証明書(届出者が法人の場合)
- ・土地の全部事項証明書 ※1 ※2
(インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可)
- ・仮換地指定証明願・仮換地図 (届出地が区画整理中の場合) ※3
- ・公図 (届出地が区画整理中の場合は不要) ※4
(インターネット『登記情報提供サービス』から印刷したものは不可)
- ・位置図(1/20000程度)
(伊勢崎市ホームページ内の地図情報システムから都市計画地図を印刷したのもでも可)
- ・委任状
- ・その他必要書類

◎押印は、①届出書欄及び捨印

②法人の届出は「実印」

◎証明書類等は、原本の提出が必要です。

(原本還付を受けたい場合は、提出時に写しとともに原本を持参し、確認を受けてください。)

◎土地区画整理地内の届出書記載方法

「2 土地所在等」欄に従前地及び仮換地を併記し、仮換地は「赤字」で記入

※1 全部事項証明書の所有者の住所と現在の住所に相違がある場合、それをつなぐ書類を添付

※2 全部事項証明書の甲区欄に所有権移転請求権保全仮登記及び差押等がされている農地については、「仮登記・差押等の抹消」または「同意書・承諾書等」を添付
(場合によっては、同意書・承諾書等へ印鑑証明書の添付を求めることもあります。)

※3 仮換地図は、届出地を赤字で明示

※4 公図は東西南北の隣接地が記載されているものを添付し、届出地を赤字で明示
(隣接地の記載がない場合は、記載がない部分の公図を別途添付)

お問い合わせ

伊勢崎市農業委員会事務局

農地係 0270-27-2783 (直通)